

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 9日

鳥取市長 様

提出者

住 所 鳥取市緑ヶ丘 3丁目 21 番 54 号

氏 名 エネトピアエンジニア株式会社

代表取締役 清水 博

文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0857-27-6277

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エネトピアエンジニア株式会社
事業場の所在地	鳥取市緑ヶ丘 3丁目 21 番 54 号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	総合建設業
2 事業の規模	昨年度の元請完成工事高 ￥285,120千円
3 従業員数	24人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（別紙1）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙のとおり (別紙 2)		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
1 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
		別紙のとおり (別紙 3)
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
		別紙のとおり (別紙 3)

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生利用できる産業廃棄物においては管理し、削減措置の徹底。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処理事業者に配慮し、委託前に分別の確認を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
なし				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
1	現状	【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
		なし		
②計画	【目標】	産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
1	現状	【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者へ の	t	t

			処理委託量		
			再生利用者への の 処理委託量	t	t
			認定熱回収業者への の処理委託量	t	t
			認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
			(これまでに実施した取組)		
別紙のとおり (別紙4)					

(第5面)

	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		全処理委託量	t	t	
		優良認定処理業者への処 理委託量	t	t	
		再生利用者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t	
		(今後実施する予定の取組)			
		別紙のとおり (別紙4)			

※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1) 産業廃棄物の一連の処理の工程

・がれき類（アスファルトガラ・ガラス・陶磁器くず類）

再生処理業者へ委託 → 破砕し再生骨材等として再資源化

・廃プラスチック類

再生処理業者へ委託 → 化学製品等の原料として再資源化

※リサイクル不可については適切な処理後埋立

・金属くず

再生処理業者へ委託 → 金属の種類別に処理され原料として再資源化

・紙くず

再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化

※リサイクル不可については適切な処理後埋立

・木くず

再生処理業者へ委託 → 燃料として再資源化

※リサイクル不可については適切な処理後埋立

・汚泥

再生処理業者へ委託 → 脱水・焼却処理などで減量化し再資源化

・建設混合廃棄物（廃蛍光灯・バッテリー・電池類）

再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化

※リサイクル不可（水銀含有物等）については適切な処理後埋立

(別紙2) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物統括責任者

代表取締役 清水 博文

担当者役割・管理内容

- ・ 産業廃棄物処理方法に係る処理業者との委託契約の締結
- ・ 上記に関する処理内容の確認・各種事項の承認

- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行・交付・管理
- ・ 関係官庁への報告

- ・ 工事現場ごとに産業廃棄物量の管理・報告
- ・ 各処理業者との連携・情報共有・啓発
- ・ 産業廃棄物の発生削減への追及

(別紙3) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト・ガラス・陶磁器くず類)	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	汚泥	建設混合廃棄物 (廃蛍光灯・バッテリー・電池類)
排出量	1905.47 t	1.75 t	1.43 t	0.15 t	1.10 t	3.30 t	0.029 t

(これまでに実施した取り組み)

- ・ 工事現場ごとに発生している産業廃棄物の種別・排出量の管理 再生利用できるものは分別し、削減に努める
- ・ アスファルトガラについて、令和4年度より処理方法の一部が変更となった影響で例年の倍近くに増加してしまった

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 (アスファルト・ガラス・陶磁器くず類)	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	汚泥	建設混合廃棄物 (廃蛍光灯・バッテリー・電池類)
排出量	1793.00 t	1.55 t	1.20 t	0.10 t	1.00 t	3.00 t	0.020 t

(今後実施する予定の取り組み)

- ・ 従来の施工内容の見直し、産業廃棄物の積極的な再生利用と削減措置の実行
- ・ 増加傾向にあるアスファルトガラについては、再度日々の施工内容を確認し、道路掘削での廃材量削減に努める

(別紙4) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類 (アスガラ・ガラス・陶磁器くず類)	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	汚泥	建設混合廃棄物 (廃蛍光灯・バッテリー・電池類)
全処理委託量	1905.47 t	1.75 t	1.43 t	0.15 t	1.10 t	3.30 t	0.029 t
優良認定業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	1905.47 t	1.75 t	1.43 t	0.15 t	1.10 t	3.30 t	0.029 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取り組み)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理の徹底、リサイクル可能な産廃については再生利用業者を利用する

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 (アスガラ・ガラス・陶磁器くず類)	廃プラスチック	金属くず	紙くず	木くず	汚泥	建設混合廃棄物 (廃蛍光灯・バッテリー・電池類)
全処理委託量	1793.00 t	1.55 t	1.20 t	0.10 t	1.00 t	3.00 t	0.020 t
優良認定業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への 処理委託量	1793.00 t	1.55 t	1.20 t	0.10 t	1.00 t	3.00 t	0.020 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の取り組み)

これまで通りの取り組みを引き続き徹底し、増加傾向にある産業廃棄物については部署と処理業者で連携し削減に努める